

嬉野市新庁舎電話設備整備及び内線スマートフォン導入業務
公募型プロポーザル実施要領

嬉野市新庁舎電話設備整備及び内線スマートフォン導入業務公募型プロポーザル実施要領は、嬉野市新庁舎電話設備整備及び内線スマートフォン導入業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するため、その募集手続その他必要な事項を定めるものである。

1 目的

嬉野市（以下「本市」という。）の電話交換機（以下「PBX」という。）は、老朽化により、更新が必要な時期を迎えている。また、令和8年6月末竣工予定の新庁舎移転にあたり電話環境を抜本的に見直し、各種配線を簡素化するなど、レイアウト変更への柔軟な対応や時代に即した働き方への対応を図ることで電話環境の安定的かつ柔軟な運用を目指す。

2 業務概要

(1) 業務名

嬉野市新庁舎電話設備整備及び内線スマートフォン導入業務

(2) 業務内容

別紙「嬉野市新庁舎電話設備整備及び内線スマートフォン導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。なお、仕様書は、企画提案書及び見積書を作成する上で考慮していただきたい最低限の要件を示すものであり、提案内容や現況によっては契約時に変更する場合がある。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年9月18日（金）まで

(4) 提案上限額

上限額は以下のとおり

① 電話交換機等環境整備業務（初期費用）

11,540,000円（消費税及び地方消費税を含む）

② 電話交換機等サービス及び内線スマートフォン利用料（運用費用：4年6ヵ月間）

21,020,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格及び条件

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、参加表明書の提出日を基準として、以下の資格要件をすべて満たしていること。なお、複数の事業者が連携する場合は、代表者が以下の資格要件をすべて満たし、グループを構成するすべての事業者が①から⑤の資格要件を満たしていること。

(1) 参加資格要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 国又は地方公共団体から、それぞれの規定による指名停止措置を受けていないこと。

- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号、第6号及び嬉野市暴力団排除条例(平成24年嬉野市条例第2号)第2条第4号の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- ⑥ 令和7・8年度嬉野市入札参加資格(物品・製造等)を有していること。
- ⑦ 過去10年以内に他の自治体において、本事業と同様の事業実績があること。

(2) 参加条件

- ① 参加者は、本事業を行う能力を有する単独企業、又はグループとする。なお、グループの場合は、代表者が業務を行うものであること。
- ② グループで参加する場合は、事業役割を担う代表者を選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、業務遂行の責任を負うものとする。また、参加表明時は、代表者と構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。その際、代表者と構成員ともに複数の役割を担うことができる。
- ③ 契約期間中において継続的に保証・維持管理・保守を行うことができ、そのための部材提供・代替品供給等ができる者であること。

4 日程

項目	日程
公告(公募開始)	令和8年2月26日(木)
質問書受付期限	令和8年3月6日(金)午後5時まで
質問書への回答	令和8年3月11日(水)
参加表明書の提出期限	令和8年3月13日(金)午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和8年3月18日(水)
提案書提出期限	令和8年3月31日(火)午後5時まで
プレゼンテーション実施・優先交渉権者選定	令和8年4月3日(金)
審査結果通知	令和8年4月7日(火)
契約締結	令和8年4月下旬

※上記スケジュールは予定であり、市の事情により変更する場合がある。

5 参加手続き

(1) 事務局(各種書類提出先)

嬉野市役所 行政経営部 財政課 資産管理グループ

〒849-1492 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地

TEL 0954-66-9114

電子メール zaisei@city.ureshino.lg.jp

(2) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、「5 - (5) 提出書類の記入上の留意事項」を確認の上、以下のとおり関係書類を提出すること。

① 提出期間

令和8年2月26日(木)から令和8年3月13日(金)まで午後5時まで

② 提出書類

1) 参加表明書【様式1】

2) 業務実績【様式3】

3) グループ構成表(自由様式) ※グループの場合のみ

③ 提出先及び提出方法

事務局へ直接持参又は郵送すること。ただし、郵送する場合は、「特定記録郵便」又は「書留郵便」とし、提出期間内に必着とする。

※持参による場合の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

④ 資格審査結果通知

提出された参加表明書等を基に、参加資格を満たしているか審査し、その結果を令和8年3月18日(水)までに電子メールで通知した後、文書にて通知する。

(3) 質問書の提出

本実施要領及び仕様書に関し、質疑がある場合は、以下の要領で質問書を提出すること。

① 提出期間

令和8年2月26日(木)から令和8年3月6日(金)午後5時まで

② 提出先及び提出方法

質問書【様式2】にて、事務局あてに電子メールにより提出すること。件名を「嬉野市新庁舎電話設備整備等への質問【法人名】」とし、受信について事務局あてに電話し確認すること。

※質問書は、提出期間中であれば追加で提出することを可能とする。

※メール以外での質問は受け付けない。

③ 回答方法

嬉野市ホームページで令和8年3月11日(水)に質問と回答をホームページに掲載予定

(4) 提案評価に係る提案書等の提出

参加資格を有すると認められた者は、「5 - (5) 提出書類の記入上の留意事項」を確認の上、以下のとおり関係書類を提出すること。

① 提出期間

令和8年3月18日(水)から令和8年3月31日(火)午後5時まで

② 提出書類及び部数

1) 企画提案申込書【様式4】 正本1部、副本10部

2) 企画提案書(自由様式) 正本1部、副本10部

3) 参考見積書(自由様式) 正本1部

※副本には提案者が特定できる企業名、氏名等は記載しないこと。

③ 提出先及び提出方法

事務局へ直接持参又は郵送すること。ただし、郵送する場合は、「特定記録郵便」又は「書留郵便」と

し、提出期間内に必着とする。

※持参による場合の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

④ 辞退

参加表明書等に係る書類等の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届【様式5】を提出すること。

(5) 提出書類の記入上の留意事項

① 基本事項

- 1) 各提出書類は所定の様式に基づき作成すること。
- 2) 用紙はA4判片面印刷とし、印刷はカラーも可とする。
- 3) 文字サイズは図や注記等を除き、10.5ポイント以上とする。

② 参加表明書【様式1】

嬉野市仕様欄は空白とし、代表者印を押印の上、提出すること。(社判不可)

③ 業務実績【様式3】

④ 過去10年(平成27年4月1日から参加表明書提出日まで)の間に業務が完了した同種業務について、5件以内で記入すること。

⑤ 企画提案書(自由様式)

- 1) 表紙・目次を除き、片面30ページ以内とすること。一部A3判も可能とするが、A3判1ページはA4版の2ページ分とする。
- 2) 文章を補完するために必要な図、写真、表等を盛り込むことも可能とするが、会社名を特定・識別できるような商号、名称、記号等は記載しないこと。
- 3) 「評価基準」の記載順序を意識して提案書を構成すること。ただし、これは提案範囲を限定するものではない。
- 4) 本市に有意義であると考えられる提案があれば、追加記載すること。

⑥ 参考見積書(自由様式)

- 1) 電話交換機等環境整備業務(初期費用)、電話交換機等サービス及び内線スマートフォン利用料(運用費用:4年6ヵ月間)は分けて記載すること。なお、参考見積書記載金額は、消費税及び地方消費税込の金額を記載すること。
- 2) 業務に必要な費用すべてを見積に含めること。
- 3) 見積書は提案書とは別に封筒に入れ、「会社名」及び「業務名」を記入し、封印すること。

6 審査方法等

(1) 審査方法

- ① 「嬉野市新庁舎電話設備整備及び内線スマートフォン導入業務公募型プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、業務提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を踏まえ、本業務委託の候補者となる事業者を選定する。
- ② 審査は評価基準に基づき採点を行い、各委員の採点を集計し、合計点数による順位において、1位の評価が最も多い者を優先交渉権者として選定する。その次に1位の評価が多い者を次点交渉権者として選定する。ただし、評価点の合計が、満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者及び次点交渉権者として認めないものとする。
- ③ 1位の評価が最も多い者が複数となった場合は、選定委員会で協議のうえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

- ④ 参加者が1者の場合であっても、内容の審査及び評価を行い、6割以上を満たしている場合は、優先交渉権者として選定する。
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリング実施日（予定）は、令和8年4月3日（金）とする。なお、実施時間、場所等の詳細は、別途電子メールで連絡する。
- ⑥ プレゼンテーションは1者につき50分程度（提案説明30分以内、質疑応答20分程度）とする。
- ⑦ 説明は、提出資料にて実施し、追加資料は認めない。
- ⑧ プレゼンテーションに出席できる人数は、最大5人とする。
- ⑨ プレゼンテーションは、参加表明書【様式1】を提出した順に行う。
- ⑩ プレゼンテーションに使用する備品として、モニター（HDMI端子で接続可能）は嬉野市において準備する。パソコン等の機器類は参加者において準備すること。
- ⑪ プレゼンテーションに欠席する場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

(2) 評価基準及び配点

提案書等を審査する際の評価基準は次のとおりとする。

審査項目		評価基準	配点
実施体制	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・管理体制と役割分担が明確であるか。 ・行政機関や民間事業所等への導入実績があり、十分なノウハウを有しているか。 	20
	業務工程	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施工程が妥当であり、確実な業務の遂行が見込まれるか。 ・既存電話設備からの移行計画が市の通常業務に支障がなく、スムーズに行えるものとなっているか。 	30
電話設備 (PBX、 FMC サービス)	全体構成 運用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎電話設備整備の全体構成が、市の通常業務等を理解し、職員が利用しやすい運用方法となっているか。 	30
	安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウドPBXの機能及び性能は十分か。 ・音声品質は住民サービスとして十分か。 	20
	操作性	<ul style="list-style-type: none"> ・外線、内線の発着信及び転送等の提案は十分かつ容易に行えるか。 ・スマートフォン同士、スマートフォンと固定電話との内線通話が容易に行えるか。 	20
管理者 機能	利用者端末の 管理 (MDM)	<ul style="list-style-type: none"> ・私的利用制限や端末管理等、MDMの機能が有効なものであるか。 	20
	管理者機能	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動、組織変更に伴う内線設定変更等が容易に行えるか。 	30
サポート 体制	サポート体制 操作研修	<ul style="list-style-type: none"> ・本市管理者に対する支援内容等が十分で、変更設定に係る職員の負担が少ない提案となっているか。 ・職員への説明会、操作教育の実施が十分であるか。 	20
	緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・通信障害等により電話が不通となった場合の代替手段及びサポート体制の内容が合理的であるか。 	20
独自提案		<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書以外に、本市にとって有効な活用方法やアプリケーションの提案等、企画提案の内容をより高める提案となっているか。 	20
価格		<ul style="list-style-type: none"> ・提案に対しての価格が適正であるか。 	20
評価点合計			250

(3) 審査結果の通知

審査結果については、市ホームページで公表し、プレゼンテーション参加者に対して、令和8年4月7日（火）までに電子メール及び文書にて通知する。なお、審査結果等に対する異議は認めない。

7 契約の締結

① 契約内容の協議

優先交渉権者において提出された提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、実施する事務の詳細及び契約内容等の協議を行う。なお、優先交渉権者との協議の結果、両者が合意に至らなかった場合には、本市は次点交渉権者と協議を行うものとする。

② 見積書の提出

優先交渉権者は、協議の結果に基づき、正式な見積書を提出するものとする。

③ 契約の締結

契約内容の協議、正式な見積書の内容により本市と優先交渉権者が合意した場合は、優先交渉権者を相手として契約を締結する。

④ 契約締結後

優先交渉権者に本事業における失格事由等が認められる行為が判明した場合、本市は契約を解除できるものとする。

8 失格条項

次のいずれかに該当する場合には、提案者を失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載がある場合

(2) 本プロポーザルに関して、選定委員会委員等と接触があった場合

(3) 参加表明書提出後から契約締結までの間に、国又は地方公共団体からそれぞれの規定による指名停止措置を受けた場合

(4) 審査の公平性に影響を与えることがあった場合。

(5) 本実施要領に違反すると認められた場合

(6) 市が提示した提案上限額を超える見積書を提出した場合

(7) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由を認める場合

9 その他

(1) 提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、本市に提出した書類は返却しないものとする。

(2) 参加表明書及び資格確認書類、提案書に虚偽の記載があった場合は、提出した書類を無効とする。

(3) 応募に関する書類作成及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。

(4) 提案内容に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の国内外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠・デザイン・設計・施工手法・維持管理手法等を利用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(5) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議のうえ、本市が認めた場合はこの限りではない。

(7) 提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変更など、事業者の責めに帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。

(8) このプロポーザル手続きにおいて、本市が配付した書類や資料等を他の目的で使用しないこと。

- (9) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、嬉野市情報公開条例（平成26年嬉野市条例第33号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。